

## 議第13号

### 令和3年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 流域関連公共下水道の<br>処理区域の存する市町 | 13市6町             |
| (2) 年間総処理水量                  | 155,393,573立方メートル |
| (3) 1日平均処理水量                 | 425,736立方メートル     |
| (4) 主要な建設改良事業<br>流域下水道建設事業   |                   |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収入

款	項	金額
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,696,300
	1 営業収益	8,714,514
	2 営業外収益	11,981,786

#### 支出

款	項	金額
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 20,657,800
	1 営業費用	19,876,621
	2 営業外費用	781,179

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,514,200千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,302,464千円、当年度分損益勘定留保資金68,297千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 143,439千円で補填するものとする。)

## 収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 10,773,500
	1 企 業 債	3,058,100
	2 出 資 金	781,296
	3 補 助 金	5,084,918
	4 負 担 金	1,849,186

## 支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 14,287,700
	1 建 設 改 良 費	9,149,860
	2 企 業 債 償 還 金	3,935,163
	3 返 還 金	1,202,677

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 水処理設備工事	令和4年度から 令和5年度まで	840,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部守山栗東〕 雨水幹線函渠工事	令和4年度	350,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部瀬田幹線〕 圧送管工事	令和4年度	220,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部中部第一幹線 人孔防食工事〕	令和4年度	30,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター沈砂 池・導水渠設備他改築 更新工事〕	令和4年度から 令和5年度まで	913,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター水処 理施設他耐震診断業務〕	令和4年度	70,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 汚泥処理設備工事〕	令和4年度	201,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 揚水ポンプ増設工事〕	令和4年度	400,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線西 阿閉1工区他管渠工事〕	令和4年度	276,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南第二幹線 本庄工区管渠工事〕	令和4年度	196,000千円
流域下水道建設事業 〔近江中継ポンプ場他 耐震対策工事〕	令和4年度	77,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター水処 理施設増設詳細設計業 務〕	令和4年度	30,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔高島浄化センターコン ポスト化施設整備工事〕	令和4年度	1,380,000千円
流域下水道建設事業 〔高島処理区高島北幹線 中庄新保工区管渠工事〕	令和4年度	100,000千円
公営企業会計税務相談支援 業務	令和4年度	240千円
琵琶湖流域下水道高島処理 区第4期経営計画策定業務	令和4年度	9,793千円
琵琶湖流域下水道ばいじん 収集運搬業務および処分業務 (湖南中部浄化センター)	令和3年度から 令和4年度まで	104,500千円
琵琶湖流域下水道汚泥収集 運搬業務およびリサイクル 処分等業務 (湖南中部浄化センター)	令和3年度から 令和4年度まで	74,360千円
琵琶湖流域下水道汚泥燃料 化施設整備事業	令和4年度から 令和17年度まで	266,123千円
放流水履行確認および放流 先水質底質調査業務	令和4年度	4,172千円
湖西浄化センター等植栽管 理業務	令和4年度	28,503千円
琵琶湖流域下水道東北部処 理区焼却灰処分産業廃棄物 収集運搬業務	令和3年度から 令和4年度まで	45,238千円

事 項	期 間	限 度 額
高島浄化センターコンポスト化施設維持管理業務	令和3年度から 令和24年度まで	1,280,000千円
琵琶湖流域下水道高島処理区しさを収集運搬処分業務	令和3年度から 令和4年度まで	2,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業費	千円 2,181,700	普通貸借または証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、40年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
資本費平準化債	379,400			
借換債	497,000			
<b>計</b>	<b>3,058,100</b>			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 512,578千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理および淡海環境プラザ運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,421,096千円である。

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造